

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
七次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

資料7-2

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・該当箇所 p.29「FIP 電源を対象にするかについては、今後の需要家ニーズ等を踏まえた上で、必要に応じて検討することとする」</p> <p>・意見内容 需要家による非化石証書の直接取引の対象電源について、「FIP 電源を対象にするかについては、今後の需要家ニーズ等を踏まえた上で、必要に応じて検討することとする」とありますが、FIP電源についても需要家による直接取引の対象電源に含めるべきであると考えます。</p> <p>・理由 実際に需要家による非化石証書の直接取引のニーズは高く、再エネ導入の拡大に向けた需要家による創意工夫を促すためにも、需要家による直接取引の対象電源の選択肢を広く設けることが望ましいと考えます。</p>	<p>頂戴した御意見について、第67回制度検討作業部会において検討を開始しているところです。</p>
2	<p>・該当箇所 p.30「非化石証書の活用対象も、小売電気事業者から供給された電気に限ることとした」</p> <p>・意見内容 温対法における非化石証書の活用対象について、「非化石証書の活用対象も、小売電気事業者から供給された電気に限ることとした」とありますが、今後需要家が直接取引することを可能とする方向で検討されている非FIT証書の扱いについては作業部会で未検討であることから、この記載は「FIT非化石証書の活用対象も、…」とすることが望ましいと考えます。</p> <p>・理由 第62回作業部会では、2021年度から電力需要家が直接取引することが可能となったFIT証書の活用対象について検討されたと理解しています。特に、証書の活用対象を小売電気事業者から供給された系統由来の電気とすることの根拠とされている、「FIT証書のゼロエミ価値は、小売供給されている電気を通じて需要家により負担されているFIT賦課金により支えられた電源から生み出されている(本資料p.30)」という点は、非FIT証書には必ずしも該当するものではありません。また、総合資源エネルギー調査会において電力購入契約(PPA)等を通じて再エネ発電事業者から需要家へ直接供給する仕組みが検討されている中で、今後需要家が再エネを発電事業者から直接調達することが一般的となる可能性もあります。本資料p.30の記述のように(非FIT証書を含めて)非化石証書一般の活用対象を小売電気事業者から供給された電源に限定してしまうと、需要家へ直接供給された再エネ電源由来の電力が非化石証書の活用対象とならなくなる可能性もあります。その場合、再エネ導入拡大に向けた需要家による創意工夫を制約してしまう恐れがあります。海外の電力市場では、PPA等を活用した電力調達は、需要家がリスクを制御しつつ再エネ調達を推進するための重要な手段となっており、日本においても再エネ導入の拡大に貢献することが期待されています。</p> <p>第62回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 資料5 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/062_05_00.pdf</p> <p>総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理(第4次) https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/20211022001_01.pdf</p>	<p>頂戴した御意見について、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>抜本的な対策が必要なことは、誰が考えてもわかりそうなものですが、電気・ガスのような安全保障上重要な基幹産業に「市場原理を導入」すること自体、誤った政策です。ここに書いているような取りまとめ案をもとに抜本的対策ができるか、極めて疑問です。</p>	<p>貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。</p>

4	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページにページ数を記載したほうがよい。 ・3ページの9行目「以下」は「以下、」のほうがよい。同6行目と同様に。 ・3ページの22行目「はじめ」と、71ページの12行目「始め」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・5ページの5行目「以下、非FIT証書」は「以下、「非FIT証書」という。」のほうがよい。3ページの6行目と同様に。 ・5ページの脚注の8行目「ご紹介」は「紹介」のほうがよい。 ・11ページの17行目「通り」と、18ページの11行目「とおり」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・18ページの最下行から上に7行目「一社」は「1社」のほうがよい。 	<p>御指摘いただきました箇所について、以下のとおり修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ページ番号を追加 ・p3の9行目「以下」を「以下、」に修正。 ・p5の5行目「以下、非FIT証書」は「以下、「非FIT証書」という。」に修正。 ・p5の脚注の8行目「ご紹介」を「紹介」に修正。 ・該当文書における「始め」を「はじめ」に統一。 ・該当文書における「通り」を「とおり」に統一。 ・該当文書における「一社」を「1社」に統一。
5	<p>(2. 1. 非化石価値取引市場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.12(第1フェーズの評価における配慮措置について) <p>配慮措置について賛同いたします。あわせて、今後行われる第2フェーズにおける中間目標値等の検討においては、21年度までの達成状況等に鑑みつつ、また、小売電気事業者の立場では非化石証書の発行量は発電事業者の取組に左右される点、旧一/新電力の非FIT非化石証書への調達機会を含めたイコールフットイングが担保される必要がある点にも考慮いただきつつ、ご検討をお願いしたい。</p> <p>また、第67回制度検討作業部会で示された第2フェーズにおける主要論点と視点について、特に対象証書及び価格水準については、需要家の直接取引との関係性、また、小売電気事業者の義務達成費用(最低価格値差)が需要家へ転嫁できない現状も鑑みつつ、引き続き検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.23(今後の方向性について) <p>非化石価値のダブルカウント防止の観点から需要家における使用までを含めた口座管理についてご検討をお願いしたい。CDP/SBT/RE100といったグローバルスタンダードと適合させるのであれば非化石証書の償却プロセスが必要であり需要家における使用までを含めた口座管理はグローバルスタンダードに近づくと考えます。また、ご検討いただく際は手続きが煩雑にならぬようユーザーフレンドリーなシステムについてご検討をお願いしたい。</p> <p>CDP/SBT/RE100といったグローバルスタンダードでは、再エネ属性と産地属性が一体となった証書が求められており、電源証明型はグローバルスタンダードとの差異を解消し、非化石証書の利用拡大につながると考えます。また、電源証明型とするのであれば別途トラッキング費用を加算する必要がなくなるのではないかと。</p>	<p>頂戴した御意見も踏まえつつ、今後の検討を深めてまいります。</p>
6	<p>(2. 2. ベースロード市場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.46(今後のBL市場の検討の方向性について) <p>「2023年度以降のBL市場の在り方・値差の考え方については、他制度との整合性を保ちつつ、事業者への影響を考慮し中長期的な視点で引き続き議論していくこととする。」について賛同いたします。第67回制度検討作業部会で示されたベースロード市場の今後の見直しの論点については、ベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングにより更なる小売競争活性化を図るという目的に鑑み、「一定の電力をある程度長い期間固定的な価格で受け渡す」という趣旨には理解しつつも、より活性化に資するような商品(契約開始時期、1年よりも短期の契約期間、燃調付、変動数量契約等)についてご検討をお願いしたい。</p> <p>ベースロード市場は電源を持たない新電力にとって常時バックアップと同様に小売電気事業者の供給力確保義務達成のために、重要かつ貴重な電源調達手段となります。常時バックアップが旧一電の内外無差別性の担保を前提として廃止の方向と整理されていることも踏まえ、常時バックアップとベースロード市場との関係性、特に移行時(電源差し替え)の常時バックアップ減設におけるペナルティ適用除外など柔軟な移行措置をお願いしたい。</p> <p>また常時バックアップが持つ変動数量契約のオプション価値等、更なる小売競争活性化、ヘッジ市場として更なる活用を図る、といった目的達成に資する仕組みについて引き続きご検討をお願いしたい。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>(2. 3. 容量市場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.71(3) 一般の電力需給の逼迫を踏まえた今後の検討の方向性 <p>第67回制度検討作業部会で示された、休止電源等を活用した需給逼迫対応策については、「一送による公募、広域機関が実施する容量市場や電源入札が存在するが、休止電源の調達について、どのような方法が考えられるか。併せて、費用負担はどうあるべきか。」と示しているのとおり、足元の需給逼迫対策となり得るDRの更なる活用等、他の手段も含めて、より社会全体のコストを低減しつつ、安定供給を確保できる対応策について総合的に検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.74(2) 特別オークション <p>第67回制度検討作業部会において、電源投資の確保を「特別オークション」の一類型として位置づけ、「長期脱炭素電源オークション」とする点等検討されておりますが、社会全体のコストを抑制しつつ将来の供給力確保に、より資する制度となるよう引き続きご検討をお願いしたい。その際は、既存の容量市場制度との整合性の点から、必要に応じて既存の容量市場制度の見直し等も含めご検討をお願いしたい。</p> <p>また、市場約定や相対契約価格を通したお客様に対する供給力と経済的コミットメントを併記した上でのNetCO2Eなど投資コストの検証についてもご検討をお願いしたい。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

8	<p>○該当箇所 非化石価値取引市場(トラッキング実証) p.19 当該証書は国際的な再生エネ導入拡大を進めるイニシアチブであるRE100 に活用することが可能</p> <p>○意見内容及び理由 FIT非化石証書の取引量拡大は再生エネ賦課金の国民負担軽減の観点から重要である。一方で、一部の需要家が自社調達電力の全部または一部を既存再生エネ電源由来のFIT非化石証書を用いて再生エネ化する場合、それ以外の需要家の排出係数が相対的に高くなるだけで、国全体でみた場合には新規の再生エネ電源の増加にはならぬと寄与していない。 従って、このような取組みでは必ずしも、わが国において追加性のある再生エネ普及、カーボンニュートラル促進には貢献していない事実についても明記いただきたい。</p>	再生エネを望む需要家によるFIT証書の取引量の増加に伴い、使用電力における再生エネ比率の向上に寄与すると考えております。
9	<p>○該当箇所 非化石価値取引市場(今後の方向性について) p.23 2022年度の初回オークション開始からとする(実際のトラッキング業務についてはJEPXが適切に委託等を行い進める)。</p> <p>○意見内容及び理由 2022年8月オークションからJEPXに業務移管する場合、7月上旬には事業者登録等の事前手続きが必要となることが想定される。早急に初回オークションまでのスケジュールについて情報開示いただきたい。</p>	2022年7月15日に22年度の初回オークションに向けた具体的な事務手続きのスケジュールを公表予定です。
10	<p>○該当箇所 非化石価値取引市場(今後の方向性について) p.27 非FIT証書における発電側と需要家の直接取引について</p> <p>○意見内容及び理由 わが国におけるバーチャルPPA普及拡大の観点から、需要家ニーズもあることから、FIP電源についても直接取引の対象としていただきたい。また、運転開始時期による制約を設けないことを要望する。</p>	頂戴した御意見について、第67回制度検討作業部会において検討を開始しているところです。なお、当該取引の本質を踏まえ、運転開始時期を要件として設定しております。
11	<p>○該当箇所 非化石価値取引市場(トラッキング実証) p.19 当該証書は国際的な再生エネ導入拡大を進めるイニシアチブであるRE100 に活用することが可能</p> <p>○意見内容及び理由 現在、RE100の技術基準改定が検討されており、運転開始から15年を経過しない再生エネ設備については追加性がないものとして要件を満たさないものとして取り扱われる方向で議論がなされている。 そのため、日本の需要家企業が引き続きRE100に準拠していると主張するためには、FIT証書・非FIT証書ともに追加性の有無を判別する仕組み(15年を経過した電源由来の証書であるかを区別できるような仕組み)を設定する必要があると考える。 また、非化石価値取引市場において、15年を経過しない再生エネ設備由来の証書を指定して購入できるような(たとえば、年数を切り分けて購入できるようにするなどの)仕組みの検討も必要と考える。</p>	トラッキングの整備において、いただいた内容も踏まえつつ、今後の対応を検討してまいります。
12	<p>容量市場 p.69 「2022年度メインオークション(実需給2026年度)においては、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源について、容量市場に参加できることとする。2027年度以降の対応については、今後の基幹系統の混雑見通しを踏まえながら、影響評価や扱いについて整理を行っていく。」</p> <p>○意見内容及び理由 基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源について、実需給2026年度のメインオークションでは容量市場に参画できることとなった。しかし、実需給2027年度以降も引き続き容量市場に参画できるか不透明となっているため、新規の電源構築が躊躇される状況にある。(現に、発電事業者の中には、実需給2027年度以降の容量市場への参画が継続できるか不透明なために新設の検討を断念した事例があると聞き及んでいる。) 今後新規に電源接続を希望する場合は、基幹系統に於いてノンファーム型接続が適用されることが前提になるものと思われる。 一方で、昨今の供給力不足の状況を考えると、新規電源への投資予見性確保は不可欠であり、そうした新規電源の多くは容量収入を通じて投資回収することへの期待が大きいと思われる。 そのため、長期的に我が国全体の安定供給を確保できるようにするためには、実需給2027年度以降も永続的に容量市場に参画できる方向で整理されることが望ましいと考える。</p>	本中間取りまとめに記載の通り、今後の基幹系統の混雑見通しを踏まえながら、影響評価や扱いについて検討してまいります。

13	<p>○該当箇所 非化石価値取引市場(今後の方向性について) p.24 電源証明化を見据えたトラッキングのあり方</p> <p>○意見内容及び理由 現状は、非化石価値取引市場で取引される非化石証書の販売と、当該非化石証書に対して事後的にトラッキングをつける実証事業とはシステムとして分離されているところ、将来の「電源証明化」によって目指す姿が不明確である。トラッキング付き非化石証書には、証書の由来となる電源種や発電所所在地等の属性情報がすでに付与されているが、今後どのような仕組みを構築していくのかを明記いただきたい。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。
14	<p>容量市場(P.64-65) ■ 同一価格の応札が複数存在した場合の約定処理 案 1) 現行の調達方法とする案 同一価格の応札が複数存在した場合は、約定・未約定をランダムに決定する</p> <p>「そのため、約定方法については、今後のオークションの結果と実効性テストの結果を踏まえながら検討していくこととし、現時点では案1とすることとする。」</p> <p>○意見内容及び理由 発動指令電源が同一入札価格で募集容量を超えた場合にランダム約定されるルールについて、見直しを検討されたものの、結果的には現行ルールが維持されることになった。 一方で、発動指令電源の中でも、どのような電源あるいはDRを供給力として確保していくかという観点を約定ルールに織り込んだ方が良いと考える。 具体的には、容量市場以外に卸売市場や需給調整市場での活用予定の電源またはDRは、容量市場のみ活用予定の電源またはDRよりも優先的に約定させることが望ましいのではないかと。 容量市場だけではなくエリア全体の需給調整やインバランス解消等により多く活用できる発動指令電源を優先的に約定させるルールにすることで、容量市場単体ではなく、市場並びに需給運用の全体最適に資するものとなると考える。</p>	本中間取りまとめに記載のとおり、今後のオークションの結果と実効性テストの結果を踏まえながら検討してまいります。
15	<p>・該当箇所 p.29 (7) 非FIT 証書における発電側と需要家の直接取引について</p> <p>・意見内容 第67回の制度検討作業部会でも取り上げられた通り、FIP電源に係る非化石証書の需要家直接取引について認めていただきたい。 また、2022年度より前に運開済みのFIT電源がFIP電源に移行した場合についても、需要家直接取引の対象としていただきたい。</p> <p>・理由 再エネ電源側の再エネ価値の取引機会を多様化させ、FIP制度の趣旨である再エネ電源の自立化を促すことに貢献すると考えられるため。 加えて、FIP電源を直接取引の対象から除外することはFIP制度の浸透を阻害する要因にもなりかねないものと懸念するため。 他方で、2022年度より前に運開済みのFIT電源がFIP電源へ移行した場合についても、直接取引の対象とすることで、FIP制度の活用促進に資するものとするため。</p>	頂戴した御意見について、第67回制度検討作業部会において検討を開始しているところです。なお、当該取引の本質を踏まえ、運転開始時期を要件として設定しております。
16	<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) P71(3) 今般の電力需給ひっ迫を踏まえた今後の検討の方向性</p> <p>・意見内容 ・今般の電力需給ひっ迫を踏まえた今後の検討の方向性として、容量市場など既存の制度を補完する観点から、休止電源を維持・活用する枠組みについて議論を深めていくことが示されている。 ・容量市場創設後は、目標調達量の供給力は確実に確保されるものの、落札しなかった電源が徐々に廃止された場合、国全体の電源確保量の冗長性が徐々に乏しくなっていくことで、今般のような稀頻度リスクによる電力需給ひっ迫が今後も常態化する可能性もある。 ・この前提に立てば、稀頻度リスク対応として、休止電源を活用するというだけでなく必ずしも拘る必然性はなく、むしろ、DRなどの機動性の高い発動指令電源の参入を促進し、その上で全体として目標調達量に厚みを持たせることが、社会経済的にも合理的という考え方もあり得る。 ・このため、足元の短期的な対応としては、休止電源の活用を念頭に置きつつも、中長期的には、稀頻度リスク対応の発動指令電源の参入の蓋然性を高める観点から、オークションを安定電源と同じタイミングで4年前に行うのではなく、現行の調整力公募と同様に1年前に行うことについて議論を深めるべきと考える。</p>	今後の検討の参考とさせていただきます。

17	<p>p.29(7)非FIT証書における発電側と需要側の直接取引について 意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P29に、「FIP電源を対象とするかについては、今後の需要家ニーズ等を踏まえた上で必要に応じて検討することとする」とされているが、6/22に開催された制度検討作業部会で、「非FIT電源や卒FIT電源と同様に新設FIP電源又は2022年度以降に営業運転開始となったFIT電源がFIP電源に移行した場合に限り、発電事業者と需要家における非FIT非化石証書の直接取引を認めることとしてはどうか」と提案されている。 ・新設FIP電源等に係る非化石証書の需要家との直接取引を認めるかどうかについては、今後プロコンを整理した上で慎重に検討を行っていただく必要があるが、仮に認めるという場合には、直接取引による証書流通量の減少を小売事業者の高度化法の目標量の設定に適切に反映するべきである。 ・また、2022年度以前に運転を開始した既設のFIT電源がFIP電源に移行した場合の扱いについては、新たに再エネ電源を増やすことには貢献しない(追加性がない)ことから、需要家との直接取引を認めるべきではない。 	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>FIT非化石証書と非FIT非化石証書のマーケット最低価格を統一してほしい。非FIT非化石証書のマーケット最低価格がFIT非化石証書のマーケット最低価格よりも高い以上、再エネを求める需要家のニーズが非FIT非化石証書よりもFIT非化石証書、あるいはFIT非化石証書活用を前提にした小売メニューに偏る。その結果、高度化法の観点で小売電気事業者による非FIT非化石証書調達ニーズは一定程度あるものの、発電事業者としては非FIT証書をマーケット価格相場で売れない(あるいはそもそもマーケットで約定しない)リスクが高まり、特にFIPの場合にはプレミアムから控除される非化石価値市場収入相当では実際には販売できない可能性が高くなっている。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>・該当箇所 p.29 (7)非FIT 証書における発電側と需要家の直接取引について ・なお、FIP 電源を対象にするかについては、今後の需要家ニーズ等を踏まえた上で、必要に応じて検討することとする。</p> <p>・意見内容 非FIT証書における発電側と需要家の直接取引については、需要家ニーズもあると認識されることから、FIP電源をこの対象として頂きたい。その際には、運転開始時期等による制約条件を設けないで頂きたい。</p> <p>・理由 6月22日開催の制度検討作業部会において、「非FIT電源や卒FIT電源と同様に新設FIP電源又は2022年度以降に営業運転開始となったFIT電源がFIP電源に移行した場合に限り、発電事業者と需要家における非FIT非化石証書の直接取引を認めること」が提案されている。非FIT非化石証書の発電事業者から需要家への直接取引は、いわゆるバーチャルPPAによる再生可能エネルギーの普及拡大に繋がる事が期待される。 また、FITからFIP移行案件を対象とする事で、発電事業者と需要家間での長期契約による直接取引が可能となり、FIP制度を利用する発電事業者の収益予見性向上に繋がる可能性が考えられる。これにより、FIP制度への移行促進による再エネ電源の市場統合が推進される事が期待できる。</p>	<p>頂戴した御意見について、第67回制度検討作業部会において検討を開始しているところです。なお、当該取引の本質を踏まえ、運転開始時期を要件として設定しております。</p>